

新型コロナウイルス感染症 緊急対応方針（第8弾）

東京都が発令されている4度目の緊急事態宣言は令和3年9月12日まで延期されました。市内の感染者数は増加傾向に歯止めがかからず、病床数も限られていることから、多くの方が不安を抱きながら、自宅療養を余儀なくされています。医療提供体制は逼迫し、医療崩壊が目の前に迫り、災害時と同様の危機的状況にあります。市民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、行動様式を見直し、医療機関と連携しながら、きめ細かな対策を早急に講じていく必要があります。

そのため、新型コロナウイルスのワクチン接種体制の拡充、医療体制の確保と自宅療養者への支援などを「新型コロナウイルス感染症 緊急対応方針（第8弾）」に盛り込み、感染症の収束に向けた取組を進めていきます。引き続き、市議会のご理解を得ながら的確な予算措置を講じ、よりきめ細かな感染症対策に取り組んでいきます。

令和3年8月20日

1 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の拡充

【新型コロナウイルスワクチン接種実施本部】 — 5号補正済 —

新型コロナウイルスワクチン接種実施計画を改定し、希望する12歳以上の方の接種を10月末までに完了できるよう、接種体制の拡充を図ります。8月18日から12歳以上の全ての方の予約を受け付けており、9月からは元気創造プラザのサブアリーナに会場を移して集団接種を行うとともに、さらなる接種体制の拡充を検討します。

また、都立井の頭恩賜公園に東京都が設置した接種会場では、自力での移動が困難で、介助者が運転する車に乗ったまま接種を受けるドライブスルー方式で実施されています。市では、車が用意できない方にタクシーを確保し、円滑に接種できる環境を確保しています。なお、市内在住のエssenシャルワーカーも同会場で接種することが可能となっています。

2 医療支援助成制度の拡充と実施期間の延長 【健康推進課】

— 9月補正（6号） —

感染症患者等受入医療機関やPCR検査実施医療機関への助成については、令和4年3月末まで延長し、包括的な支援を継続することとしていましたが、感染者等を受け入れている市内医療機関に対する支援を拡充します。現場の医療従事者に対する負担軽減や手当、安全な環境整備等、その処遇を充実するため、令和3年9月より基準額を増額します。

3 自宅療養を支えるための支援

(1) 自宅療養者への食料支援 【地域福祉課】 - 9月補正(6号) -

感染症の拡大により、入院又は宿泊療養施設へ移行できない自宅療養者が増加しています。東京都が開設した「自宅療養者フォローアップセンター」が行っている1週間分の配食が届くまでの間、市の独自サービスとして3日分の食料を配送し、安心して療養できる環境を確保します。

(2) 自宅療養者への介護・障がい福祉サービスの継続支援

【介護保険課、障がい者支援課】 - 9月補正(6号) -

自宅療養者が増加する中で、介護及び障がい福祉サービス利用者が感染者又は濃厚接触者になる場合が想定されることから、訪問サービスが継続して受けられるよう、サービス提供事業所に対して支援を行います。

訪問サービスの従事者に感染症対応手当を支給する事業所に対して助成を行います。また、感染予防に係る研修を実施する事業所に対して助成を行うことで、必要な技能や知識の習得を促進し、安全に継続してサービスを提供する環境を整備します。

(3) 自宅療養者への往診等を実施する医療機関への助成

【健康推進課】 - 9月補正(6号) -

東京都では、「自宅療養者フォローアップセンター」と地域の医師会等が連携した「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」を実施しており、三鷹市医師会では、8月からこの東京都の医療支援システムへの対応を開始し、電話やオンライン、訪問による診療を行っています。療養者が自宅で適切な医療支援を受けられるように、この取組に登録・対応する医療機関に対して、市独自の補助を上乗せすることで、自宅療養者等に対する医療体制の確保を支援します。

4 オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防活動の支援

【高齢者支援課】 - 9月補正(7号) -

コロナ禍にあって、外出の機会が少なくなっている高齢者が健康状態を維持し、交流機会の確保ができるように、対面とオンラインツールを併用した介護予防講座を開催します。令和2年度に作成した市オリジナルの介護予防体操のテキストと動画を新たに作成するとともに、今回使用した資料は、令和4年度以降の自主グループ活動にも活用していきます。